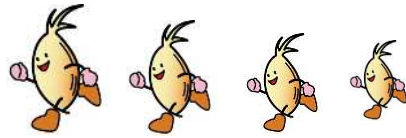


令和6年2月2日（金）

報道発表



団体名：東三河広域連合

担当者：消費生活課

課長補佐 金地 伸浩

問合先：0532-51-2553

件名：能登半島地震に便乗した詐欺的トラブル 支援品や寄附を集めるといふ不審な電話に注意！

『H S N station 最近の相談※』より

東三河広域連合では、域内8市町村に消費生活センター・相談室を設置し、国家資格を有した消費生活相談員が月～金曜日の9時～16時30分、様々な消費生活相談に応じています。

報道機関の皆様におかれましても、消費者トラブル防止にご協力くださいますようお願いいたします。

【災害に便乗した詐欺的トラブル】

〔トラブル事例〕

自宅に知らない相手から電話があり、「能登半島地震被災地への寄附のため、困っている方に不用品を差し上げたい。何かありませんか。明日伺ってもいいですか。」と話があった。「古い器ならある。」と答えると、明日、電話した後で買い取りに行く、品物は室内で確認するので、屋内に置いておくよう言われ不審に思った。（70代・男性）

■地震など大きな災害が発生した後は、被災地域・被災地域外にかかわらず、災害に便乗した詐欺的トラブルや悪質商法が多数発生します。特に自宅への訪問を促された場合は、貴金属の買い取り目的の強引な訪問購入も疑われます。不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があってもきっぱり断ってください。断ってもしつこく勧誘されたり、突然来訪されたりした場合は、躊躇することなく警察へ通報してください。

相談事例にみる留意点と対策

- （1）知らない相手からの電話には応じず、来訪の申し出があっても断ってください。
- （2）留守番機能付きの電話機があれば、在宅中も含め、常時、留守番設定し、相手の氏名や目的などを音声で確認するなどし、電話に応じてください。※1
- （3）支援金を求められた場合、募っている団体等の活動状況や集めた支援金の使途を確認し、納得したうえで寄附しましょう。口座振込の場合は、振込先の名義人をよく確認しましょう。
- （4）公的機関が各家庭に電話等で義援金を求めることはありません。公的機関を名乗った場合は、まず当該機関に確認しましょう。

※1 お住まいの自治体によっては、特殊詐欺対策機能のついた電話機等の購入費の一部を補助する制度があります。制度の有無はお住まいの自治体の防犯担当部署にお問合せください。

※H S N station とは…東三河広域連合消費生活センター相談ニュースの頭文字から命名。